

## 港湾施設の使用料金表

呉市港湾管理条例の改正により、令和2年4月1日以降の使用分について港湾施設使用料が変わります。

1.10

(単位:円)

施 設	単 位	改定後	備 考
岸壁、物揚場及び栈橋 上段 外航船舶 下段〔内航船舶〕	総トン数1トンにつき 水深 4.5m未満		現行の外航船舶 (水深4.5m未満) 2.6円, 3.4円, 3.4円 (水深4.5m～7.5m未満) 3.8円, 5.0円, 5.0円 (水深7.5m以上) 5.0円, 6.7円, 6.7円
	～12時間	2.6 [2.8]	
	12～24時間	3.7 [4.0]	
	24時間～	4.0 [4.4]	
	水深 4.5m～7.5m未満		
	～12時間	3.8 [4.1]	
	12～24時間	5.5 [6.0]	
	24時間～	6.0 [6.6]	
	水深 7.5m～10.0m未満		
	～12時間	4.5 [4.9]	
	12～24時間	6.0 [6.6]	
	24時間～	7.7 [8.4]	
	水深 10.0m以上		
	～12時間	5.5 [6.0]	
	12～24時間	7.4 [8.1]	
24時間～	8.1 [8.9]		
積荷又は揚荷 1回/1㎡ ～6時間 6～24時間までごとに		無料	
		3.7 [4.0]	
フェリー岸壁	総トン数1トンにつき (減免)	3.5 (2.80)	フェリー岸壁、可動橋、 ドルフィン、及び浮栈橋 について、1日16回以 上の定期航路につい ては2割減額 ↓
可動橋	総トン数1トンにつき (減免)	3.3 (2.64)	
ドルフィン	総トン数1トンにつき (減免)	2.0 (1.60)	
浮栈橋	定期船 → 区分なし 総トン数1トンにつき ～3時間	3.3 (2.64)	(改定後) 回数の条件なく、定期航 路は2割減額  改定後は定期船・不定期 船の区分なし。
	3～24時間 (減免)	4.1 (3.28)	
	不定期船 → 削除 総トン数1トンにつき ～3時間	-	
	3～24時間 (減免)	-	
	(減免)	-	
入場料		区分なしへ変更	
起重機 (起伏式天井型25トン)	1台1時間までごとに (減免)	6,450	5割減額→令和6年度減 免なし(毎年段階的に減免 率の引き下げを行う)

減免率 R2 4割, R3 3割,  
R4 2割, R5 1割, R6 減免なし

(単位:円)

施設	単位	改定後	備考
荷さばき地(1級地)	1㎡1日につき	5.9	
荷さばき地(2級地)新規	1㎡1日につき	4.9	-4.5m未満の岸壁(物揚場)の背後荷さばき地
上屋	1㎡1日につき 1級上屋 (長期減免後) 2級上屋 (長期減免後)	42 1.5割減額(35.7) 22 1.5割減額(18.7)	月初から月末まで使用する者は3割減額 ↓ 令和4年度に1.5割減額 (毎年段階的に減免率の引き下げを行う)
		減免率 R2 2.5割, R3 2割, R4 1.5割	
船舶給水施設	1㎡までごとに	500	外航船舶 500円
上段 外航船舶		550	
下段[内航船舶]			
緑地	露店営業等 1㎡1日につき 行商, 募金, 写真撮影 1人1日につき 映画撮影 1日につき 興行, 展示会等 入場料不徴収 1㎡1日につき 入場料徴収 1㎡1日につき	58 356 5390 22 57	
港湾施設用地	1㎡1か月につき	110	土地貸付
駐車料			
呉中央棧橋待合所	1か月 1台	5,500	
仁方棧橋待合所	〃 〃	3,400	
川原石公共船員待合所	〃 〃	5,100	
事務室			
川原石通船事務室	1か月 1㎡	710	
呉中央棧橋事務室(1階)	〃 〃	2,160	
呉中央棧橋事務室(2階)	〃 〃	1,730	
呉中央棧橋事務室(3階)	〃 〃	1,520	
阿賀マリノふ頭事務室	〃 〃	2,160	
仁方棧橋事務室	〃 〃	2,160	
川原石南事務室	〃 〃	430	
広ふ頭事務室	〃 〃	430	
大長棧橋待合所事務室	〃 〃	430	
店舗			
呉中央棧橋店舗(1階)	1か月 1㎡	2,160	
呉中央棧橋店舗(2階)	〃 〃	1,730	
呉中央棧橋店舗(3階)	〃 〃	1,520	
仁方棧橋店舗	〃 〃	2,160	
小長港旅客ターミナル店舗	〃 〃	1,220	

